

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 2 5 日

各居宅サービス事業所管理者 様

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長

令和 6 年度介護報酬改定に伴う加算、減算等の届出について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき有難うございます。

令和 6 年度介護報酬改定等に伴い、加算や減算等（以下「加算等」）の新設や改正（要件の変更等）があります。これらの加算等の算定に当たって提出が必要な届出様式等は以下のホームページからダウンロードしていただき、報酬に関する告示等、要件をよくご確認の上、御提出ください。

また、加算等の届出（「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等）は通常、加算を取得する前月の 15 日まで（短期入所サービスは取得する月の初日まで）に提出が必要ですが、4 月から算定を開始する加算等に係る届出の**提出期限は令和 6 年 4 月 15 日（月曜日）まで（必着）**となります。

※ 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションで、6 月から算定を開始する加算等に係る届出の提出期限は令和 6 年 5 月 15 日（水曜日）まで（必着）となります。

なお、既に介護事業所の指定を受けている事業所におかれましては、別添を確認の上、6 年度介護報酬改定による新設・変更があった加算等に関する届出の取り扱いに十分ご留意ください。

特に、6 年度介護報酬改定により、業務継続計画（BCP）未策定の場合や、高齢者虐待の発生又は再発防止の措置が未対応の場合は基本報酬が減算されることとなりましたが、**減算とならない事業所は届出の提出が必要**となるため、下記の通りご提出ください。

記

1 業務継続計画、高齢者虐待防止措置に係る減算について

(1) 届出がない場合に減算となる東京都指定サービス（特定施設入居者生活介護を除く）

- ・ B C P 未策定の場合の減算
 - < 4 月 15 日まで届出 >
通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護
 - < 5 月 15 日まで届出 >
通所リハビリテーション
- ・ 高齢者虐待の発生又は再発防止の措置が未対応の場合の減算
 - < 4 月 15 日まで届出 >
訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護
 - < 5 月 15 日まで届出 >
訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

(2) 減算とならない場合に必要な届出書類

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

※業務継続計画を策定済の場合、高齢者虐待防止措置を実施済の場合の加算区分は「2 基準型」を選択してください。

(3) 届出がない場合の取扱いについて

期限までに、それぞれの加算区分「2 基準型」として届出がない場合、「1 減算型」とみなされます。

これに伴い、減算せずに介護報酬を請求した場合、国保連合会の審査において返戻（エラー）となる可能性がありますのでご注意ください。

2 提出する書類の様式、提出方法

【ダウンロードサイト】

「令和6年度介護報酬改定等について」（東京都福祉局ホームページ）

東京都福祉局 > 高齢者 > 東京都介護サービス情報 > 令和6年度介護報酬改定等について

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/reiwa6_hoshukaitei.html

(参考) 「令和6年度介護報酬改定について」（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

公布・発出のあった報酬に関する告示及び算定の留意事項通知、基準省令及び基準に関する解釈通知並びにこれらに係る通知等は、こちらからご確認いただけます。

3 その他

介護職員の処遇改善関係の加算についても、加算を取得する全事業所について、令和6年4月15日までに計画書、加算届の提出が必要です。詳細は下記をご覧ください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei//hoken/shogu/R6_shoguu.html



4 問合せフォーム

東京都福祉局 > 高齢者 > 東京都介護サービス情報

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護事業者担当